## 【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】関東財務局長【提出日】平成25年3月8日【会社名】第一商品株式会社

【英訳名】 DAIICHI COMMODITIES CO.,LTD.

【本店の所在の場所】東京都渋谷区神泉町 9 番 1 号【縦覧に供する場所】第一商品株式会社 大阪支店

(大阪府大阪市中央区久太郎町3丁目5番13号)

第一商品株式会社 千葉支店

(千葉県千葉市中央区新町17番地13)

第一商品株式会社 名古屋支店

(愛知県名古屋市東区葵2丁目3番15号)

第一商品株式会社 埼玉支店

(埼玉県さいたま市大宮区宮町1丁目114番1号)

第一商品株式会社 横浜支店

(神奈川県横浜市西区楠町14番地5)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

EDINET提出書類 第一商品株式会社(E03717) 確認書

## 1【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長土肥章は、当社の第40期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)の四半期報告書の訂正報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

## 2【特記事項】

特記すべき事項はありません。